

指定学校の変更許可基準（就学時に関するもの）

申 請 理 由	許 可 期 間	必 要 書 類
住宅の新築等により他の校区に転居することが確定しているため、あらかじめ転居先の校区の学校に就学を希望する場合	許可日から住所移転の日までの必要と認める期間	住宅の新築、改築等の場合は建物建築等の契約書の写し ※賃貸の場合は賃貸借契約書の写し
保護者の就労、病気療養等により放課後の保護監督が困難なため、他の校区の親族等に児童を預ける場合で、当該預け先の校区の小学校に就学を希望するとき（自営店舗等保護者が他の校区において事業を営み、放課後当該事業所に下校することとなる場合等を含む。）。	許可日から帰宅後の保護監督が可能となる日又は卒業の日までの必要と認める期間	児童預かり証明書 ※市ホームページに掲載しています。 ◆申請内容によっては実態調査を行う場合があります。
事情により住所移転ができない場合で、実際に居住している校区の学校に就学を希望するとき。	許可日から事情解消の日までの必要と認める期間	事前に学校教育課へ御相談ください。
住所地から指定小学校までの通学距離が直線距離で1.5キロメートルを超え、かつ、隣接する小学校までの通学距離の方が近い場合で、当該隣接する小学校に就学を希望するとき。	許可日から卒業の日までの必要と認める期間	※申請条件となる距離を確認するため、事前に学校教育課へ御連絡ください。
住所地の自治会、子ども会等の活動が他の校区において行われており、当該他の校区の学校に就学を希望する場合	許可日から卒業の日までの必要と認める期間	自治会等に参加していることがわかるもの（会費の領収書の写し及び自治会加入証明書）
障害、疾病その他の身体的若しくは精神的理由により指定学校への通学が困難又は転学による環境変化に耐えられないと認められる場合	許可日から卒業、治癒等の日までの必要と認める期間	診断書等の書類
特別支援学級に入級を希望し、指定学校に特別支援学級がない場合その他特別支援学級の入級について特別の事情があると認められる場合	許可日から退級の日又は卒業の日までの必要と認める期間	事前に学校教育課へ御相談ください。
兄弟姉妹が他の理由により指定学校の変更許可を受け、他の校区の学校に在籍しているため、兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合 ※入学時に兄弟姉妹が在籍している場合に限ります。	許可日から兄弟姉妹の許可期間満了の日又は当該児童生徒の卒業の日までの必要と認める期間	なし
海外からの帰国等著しい環境変化に対し、教育的配慮の必要があると認められる場合	許可日から卒業の日までの必要と認める期間	事前に学校教育課へ御相談ください。